

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から44年3月まで

国民年金の制度ができた時に、A町役場（現在は、B市）の職員が、国民年金に加入するように各家庭を訪問していた。私は、当時勤めていた会社を辞める予定であったため、先に妻だけ加入させ、会社を退職後に私の加入手続をした。加入直後から、隣組の当番が集金に来ており、10年前後は集金で納付していた記憶がある。申立期間が未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金制度発足時に、A町役場の職員が、加入案内を行っており、私は、当時勤めていた会社を辞める予定であったため、先に妻だけ加入させ、会社を退職後に私の加入手続をした。」と述べており、B市に確認したところ、申立期間当時、担当職員が加入案内を行っていたことが確認でき、申立人の妻も昭和35年11月に任意加入していることから、申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時は、町内の集金で国民年金保険料を納付していたと述べているところ、A町では、集金制度が存在しており、申立人は集金後の事務処理についても鮮明に記憶しているなど、申立内容は、基本的に信用できる。

さらに、申立期間において、申立人の妻は、国民年金保険料を全て納付しており、同じ町内で集金により国民年金保険料を納付していた隣人からは、「申立期間当時は、高齢者を除いて、ほとんどが夫婦で加入しており、一人だけ加入しないということは無く、申立人宅へも集金に出向いていた記憶がある。」との証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月、同年3月及び57年12月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月及び同年3月
② 昭和57年12月から58年3月まで

妻が20歳になったのを契機に、A市役所B支所において、国民年金の加入手続を行った際、私も未加入であったため、妻と一緒に加入手続を行った。妻が20歳になった時点から夫婦一緒に納付しており、加入以来、未納は無いものと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年6月頃に夫婦連番で払い出されており、申立人は、当該加入手続後について、申立期間②を除き、国民年金加入期間は全て納付済みである。

また、申立人の加入手続及び保険料納付を行っていた申立人の妻は、「加入手続の際、担当職員に、私が20歳になった時から夫婦一緒に納付したい旨を伝え、加入直後に、郵送されてきた納付書で納付した。その後、口座振替に切り替えたが、残高不足等で引き落としができなかった時は、必ず納付書で納付していた。」と述べており、A市の記録によると、口座振替以外の納付方法が、手書きの納付書による納付であることが確認できることから、その妻の主張に、不自然さは認められない。

さらに、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、過年度納付が可能であり、申立人の保険料を納付したとするその妻の証言からも、保険料の未納を積極的に解消しようとした姿勢がうかがわれ、全体を通じて不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間の合計は6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月、同年3月、58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月及び同年3月
② 昭和58年2月及び同年3月

20歳になったのを契機に、A市役所B支所において、国民年金の加入手続を行った。その際、担当職員から、夫も未加入のため一緒に加入するように勧められ、同時に加入手続を行った。担当職員には、私が20歳になった時に、一緒に加入し納付したい旨を申し出、私が20歳になった時点から夫婦一緒に納付している。加入後は納付書が送られてきたため銀行で納付し、その後、口座振替に切り替えた。引き落としができなかった時は、必ず納付書で納付しており、未納は無いものと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付しているとともに、申立期間の合計は4か月と短期間である。

また、申立人は、「当時の担当職員に、私が20歳になった時に、夫婦一緒に納付したい旨を申し出た。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年6月頃に夫婦連番で払い出されており、この時点では、申立期間①については過年度納付が可能であることから、申立人が、加入手続後、申立期間①の保険料を遡って納付したと考えても不自然でない。

さらに、申立人は、「加入直後は、郵送されてきた納付書で納付し、その後、口座振替に切り替えたが、残高不足等で引き落としができなかった時は、必ず納付書で納付していた。」と述べており、A市の記録によると、口座振替以外の納付方法が、手書きの納付書による納付であることが確認でき、申立人が保険料の未納を積極的に解消しようとした姿勢がうかがわれることから、申立人が、申立期間②の保険料について、未納とすることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は、資格取得日が平成6年11月1日、資格喪失日が8年1月1日とされ、当該期間のうち、7年12月30日から8年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月30日から8年1月1日まで

A社には、平成7年12月31日まで在籍していたが、厚生年金保険の記録は、同月30日に資格喪失している。給与明細書から保険料控除も確認できるので、資格喪失日を8年1月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成6年11月1日、資格喪失日が8年1月1日とされ、当該期間のうち、7年12月30日から8年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、人事台帳・労働者名簿、給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、A社に平成7年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び申立人のA社に係る平成7年11月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日の届出について、過誤があったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年12月

の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年5月から61年3月まで
20歳になった頃に、父親から、国民の義務である国民年金に加入したと聞いた。申立期間当時、私は学生だったので、父親が加入手続をして保険料を納付してくれた。申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していたA市において、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間と考えられ、保険料を納付できない期間である上、同市から申立人に対して、国民年金保険料の徴収は無かったものと推認できる。

さらに、申立人の父親は、申立人と同様に申立人の姉妹も20歳になったときに国民年金に加入し保険料を納付していたとしているところ、その姉妹は、昭和61年に国民年金第3号被保険者となるまでは、国民年金に未加入であり、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できないほか、申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られない。

加えて、申立人の両親は、申立期間の国民年金保険料を主に自宅近くの郵便局で納付したと述べているところ、申立期間当時、A市では郵便局が国民年金保険料(現年度保険料)の収納業務を行っていなかったことから、申立内容が不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から同年11月までの期間及び58年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月から同年11月まで
② 昭和58年6月から61年3月まで

申立期間①については、A社を退職した昭和52年2月頃、自分で婦人会を通じて加入し、毎月母親と一緒に納付した。モスグリーン色の年金手帳に丸い納付印が押してあった。申立期間②についても、同様に婦人会を通じて自分で加入して、婦人会から受け取った納付書で母親と同様に前納したはずである。申立期間が未加入、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年2月頃婦人会を通じて加入し、母親と一緒に国民年金保険料を納付しており、モスグリーン色の年金手帳に丸い納付印が押してあったと主張しているが、申立期間当時は三制度共通（オレンジ色）の年金手帳を使用していることから、申立人の主張は不合理である。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和61年4月1日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、申立人に対してB町役場から国民年金保険料の徴収は行われなかったものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から46年6月まで
昭和46年7月から8月頃、自宅で、市役所の職員に、2年前の分まで遡って保険料を支払うことができるとの説明を受け、そのとき、自分で国民年金に加入し、44年11月から46年6月までの未納分を納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年8月頃払い出されている上、申立期間直後の46年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料が同年10月11日に過年度納付されていることから、申立人の加入手続は、その頃に行われたと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、遡って納付した回数は国民年金の加入手続をした際の1回のみで、金額は1万数千円だったと述べており、その金額は、昭和48年8月頃に遡って納付ができる保険料額とおおむね一致していることから、申立人が、市役所から説明を受け納付したとする保険料は、当該保険料であると考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳は最初に加入手続した際受け取った年金手帳と述べており、当該年金手帳には、昭和48年9月3日発行と記載されている。

加えて、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月から 47 年 9 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 62 年 4 月まで

A区B町のC社には、初めてドライバーとして勤務した。D県E市のF社は、「引っ越し専門」の協同組合に加盟する会社であった。両社共に正社員として勤務し厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がC社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社の当時の社会保険担当者は、「普通自動車第二種免許養成期間中は、社会保険に加入させていなかった。養成期間が終わると本人との話し合いにより社会保険に加入させた。基金にも加入記録が無いのなら、厚生年金保険については、本人が強いて加入しない方を選んだとしか考えられない。」と証言しているほか、複数の従業員は、「厚生年金保険には、自分の希望で加入した。」と証言している。

また、C社が、昭和 42 年 6 月 1 日から加入しているG厚生年金基金に申立人の加入記録は無い。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号にも欠番は無い。

加えて、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、事業主は、「当時の資料が無く不明」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、F社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人は、F社の同僚の氏名を覚えていない上、当時、同社に勤務していた複数の同僚に照会したところ、申立人のことを知っている
と回答した者がいないことから、これらの者から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

また、F社が加入していたH厚生年金基金に申立人の加入記録は無い。

さらに、申立人は給与明細書等の資料を所持していない上、F社は、平成8年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1992

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月31日から43年1月1日まで

A社には、昭和33年1月から42年12月31日まで在籍していたが、厚生年金保険の資格喪失日の記録は、退職日と同日になっている。資格喪失日は、退職日の翌日である43年1月1日が正しいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月31日までA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、事業主は、「毎年12月29日が仕事納めで、同月30日、31日は休業となることから、31日まで在籍していなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人と同時期にA社に勤務した同僚300名の厚生年金保険の資格喪失日について調査したところ、申立人と同様に月末に資格喪失した者は11名おり、そのうち、複数の同僚が月末に退職した旨の供述をしている。

さらに、当時の複数の同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

加えて、A社は、当時の資料を保存していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1993

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 7 月 8 日から 23 年 1 月 31 日まで

A社では、勤務期間も短く厚生年金保険に加入しているということも知らなかったのに、脱退手当金を請求し受け取ることは無い。調査の上、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間や平均標準報酬月額、支給年月日などの具体的な記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された、昭和 23 年 6 月 26 日当時は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。